

必ずお読みください

日本ペット少額短期保険株式会社

契約概要

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。この「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通保険約款」・「特約条項」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明な点については弊社または取扱代理店までお問い合わせください。ご契約者（申込者）様と被保険者（飼い主）様が異なる場合には、この内容を被保険者（飼い主）様にもご説明くださいますようお願い申し上げます。

1 商品の仕組

この保険は、家庭で飼育されているペットの飼い主を被保険者とし、ペットが傷病を被ったことにより、動物病院等に通院して獣医師の治療を受けた場合に、被保険者が負担した治療費用を約款にもとづいて弊社が被保険者に保険金としてお支払いするものです。

2 支払事由および保険金額

ペットが傷病を被ったことにより、動物病院等に通院して獣医師が治療し、被保険者が治療費用を支払われた場合、弊社は約款規定にもとづいて保険金をお支払いします。

保 険 金 の 種 類	お支払事由（保険金をお支払いする場合）	お支払金額
通 院 保 険 金	動物病院等に通院し、獣医師の治療を受けたとき	対象となる通院治療費用に補償割合を乗じた額
入 院 保 険 金	動物病院等に入院し、獣医師の治療を受けたとき	対象となる入院費用に補償割合を乗じた額
手 術 保 険 金	動物病院等で獣医師による手術を受けたとき	対象となる手術費用に補償割合を乗じた額
賠償責任保険金	ペットの行為に起因する偶然な事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するとき	被保険者が被った損害に対する金額

- 通院保険金、入院保険金、手術保険金の合計額について、年間補償限度額があります。
- 保険期間中に年間補償限度額に到達した場合は、保険契約自体が失効（ご契約の効力をその時に降失うこと）いたします。
- 治療行為（投薬・注射等）がなく、検査のみで処置が終了した場合の費用は補償対象外となることがございます。
- 動物病院等に支払う費用でも、補償の対象とならないものがあります。※裏面「注意喚起情報」もご確認ください。
＜補償の対象とならない事由（抜粋）＞

●予防のためのワクチン接種、マイクロチップの装着 ●ペットの交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産及び人工流産、不妊手術、去勢 ●爪切り（狼爪の除去を含みます）、乳歯及び歯牙に関する処置、歯石取り、断耳、断尾、美容整形手術、声帯の除去、停留辜丸、睫毛乱生、涙やけ、臍ヘルニア、鼠径ヘルニア、膝蓋骨脱臼、股関節形成不全症、レッグペルテス、てんかん、チェリーアイ、気管虚脱、不正咬合、肛門腺しぼり ●健康体に施された傷病予防のための投薬・注射・外科的手術その他の医療、検査処置及びそれらの処置 ●健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査（健康体を想定して行われた検査を含み、加療の効果を計るために治療の一環を構成する検査は含みません） ●入院中の食餌に該当しない食物または療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外のもの（健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等） ●中国医学（鍼・灸を除きます）、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法等の代替医療または減感作療法 ●トリミング、トリミング用品、シャンプー、薬用シャンプーまたは医薬品シャンプーまたはイヤークリーナー、ノミ・ダニの駆除または発生予防措置またはその薬品（動物病院内で治療時における処置に用いられるものを除きます） ●夜間・早朝等時間外診療（加算部分）、往診（加算部分）、予防目的のための初診または再診 ●ペットホテルまたは同様の施設での預かり・散歩 ●動物病院等へ行かずに薬剤のみ配達される場合の配達またはこれらと同種のもの ●保険金請求のための文書作成、郵便・電話等による通信 ●カウンセリング、相談または指導 ●安楽死、遺体処置または解剖検査 ●次に掲げる役務に従事させることにより生じたもの ①公式、非公式を問わず、競技（競技としての闘争行為を含みます）、曲技、演技またはそれらのための訓練 ②狩猟または公的機関の捜査・救助等の補助またはそのための訓練 ●医療行為の補助者やトリマー等を養成する施設における教材
--

- 保険金請求についてはご提出いただいた書類の内容を確認し、約款規定にもとづきお支払いについて判断いたします。保険金の請求を当社が受付けてから治療の経過・内容・事故の状況等について医療機関に詳細な事実の確認をさせていただく場合があり、その際は確認先のご都合や事故原因の調査等によって日数を要することがあります。※約款にもとづいての判断や、事実確認の結果、ご要望に沿えず保険金をお支払いできない場合もございます。

- 責任開始日および待機期間は次のとおりです。

- 弊社が保険契約の申込を承諾した場合は、申込書類を受領した日（インターネットによる申込の場合は申込情報を受け取った日）と次に掲げる日のいずれか遅い日の午前0時から責任を開始します。この日を責任開始日といいます（インターネットによる申込の場合は③④のみ）。

①ご契約者（申込者）様が弊社に保険料を現金でお払い込みいただいた日

②ご契約者（申込者）様が保険料を弊社金融機関口座にお振り込みいただいた日

③ご契約者（申込者）様のクレジットカードを利用する場合において、クレジットカードの有効性および利用限度額内であることの確認がとれ、弊社が承認した日

④ご契約者（申込者）様が保険料をコンビニエンスストアでお払い込みいただいた日

なお、申込書類にはペットの写真その他弊社が引受けに必要なものとしてお客様に提出いただく資料を含みます。

- 初年度契約の責任開始日を初日としてその日から30日を待機期間とします。ただし、疾病がガンの場合は待機期間を60日とします。弊社は、支払事由が生じた時がその期間中である場合は保険金をお支払いしません。

	責任開始日	31日目
ケガの場合	責任開始日から補償を開始します。	
病気の場合	責任開始日を含む30日の待機期間（ガンの場合60日）	31日目から補償を開始します（ガンの場合61日目から）。

- 詳細については「普通保険約款」および「特約条項」に記載しておりますので、ご確認ください。ご不明な点は弊社までお問い合わせください。

3 各プランと特約

	ペット入院特約	ペット手術特約	ペット賠償責任特約	特定傷病除外特約	インターネットによる契約申込み手続きに関する特約
プラチナプラン	○	○	☆	□	□
ゴールドプラン	－	－	☆	□	□
パールプラン	－	－	－	□	□

○ セットされる特約 ☆ セットすることを選択できる特約 □ セットされる場合がある特約（特定傷病除外特約：特定傷病を除外することにより契約締結が可能となる保険契約にセット）

4 保険期間と更新に関する事項

保険期間は1年間です。保険期間の満了日の1か月前までに更新を希望されない旨のお申し出がなく、更新後契約の保険料が払い込まれた場合、満了日の翌日に保険契約は更新されます。更新を希望されない場合、または更新時に契約内容を変更される場合は、保険期間満了日の1か月前までに必ず弊社にお申し出ください。

5 引受条件

- お支払保険金はプランごとに下表の通りです。

プラン名	補償範囲	補償割合	補償する回数・金額
プラチナプラン	通院・入院・手術	90%・70%・50%	日額・回数制限なし。 年間補償限度額は以下の通り。 90%プラン⇒90万円 70%プラン⇒70万円 50%プラン⇒50万円
ゴールドプラン	通院のみ	90%・70%・50%	
パールプラン	手術のみ	70%	日額制限なし 手術回数制限：2回 年間補償限度額は30万円
ペット賠償責任特約			年間補償限度額は500万円

6 保険料および保険料払込に関する事項

- 保 険 料： 保険料は、補償の対象となるペットについて、犬または猫の種別、品種、年齢、ご選択のプランによって異なります。保険料の支払方法には年払い（クレジットカード払い、コンビニ払い）と月払い（クレジットカード払い）があります。クレジットカード払いをご利用の場合、クレジットカード支払口座から引き落とされるスケジュールはクレジットカード会社によって異なります。クレジットカード会社のスケジュールによっては、初回に2回分の保険料が引き落とされる場合があります。

- 割引制度：保険料の割引制度には、次のものがあります。（パールプランは割引対象外となります）。

割引制度	割引	割引制度の概要
多頭割引	年間 900円	同一のご契約者様が複数のペットを弊社にご契約いただいている場合、それぞれのご契約に適用される割引です。新しくご加入いただくご契約は初年度より、すでにご加入いただいているご契約は次回更新時より、割引が適用されます。同時にご加入される場合は、初年度よりそれぞれ割引が適用されます。
マイクロチップ割引	年間 600円	マイクロチップを装着しているペットがご加入される場合に適用される割引です。保険期間中にマイクロチップを装着した場合は、更新後のご契約より適用になります。
インターネット割引	10%	弊社ホームページよりインターネットでご契約手続きを行っていただく場合に適用される割引です。初年度契約に適用されます。
無事故割引	10%	更新前のご契約で保険金の支払いがなく保険期間が満了し、ご契約を更新された場合に、更新後のご契約に適用される割引です。連続して無事故の場合でも同一の割引率の適用となります。

7 配当金および返還未經過保険料に関する事項

- 契約者配当
この保険契約に対する契約者配当はありません。
- 保険期間中に契約の解約をご希望の場合は、弊社にお申し出ください。
解約に際しての返還未經過保険料は、保険料払込方法によって、次のとおりとなります。

- 保険料が年払いの場合は、すでに領収した保険料に対して普通保険約款記載の未經過月数に対応する返還率によって計算した金額を返還致します。
※返還未經過保険料がある場合でも、払い込まれた保険料総額よりも少ない金額となりますので、解約の際は十分ご確認ください。

- 保険料が月払いの場合、解約日*の属する月の翌月以降の保険料を弊社が受領しているときは、その金額をお返しします。

*解約請求書の記載の解約日または解約請求書の弊社受付日（郵便物の場合、その消印日）のいずれか遅い日

必ずお読みください

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。特に「保険金が支払われない主な場合」など、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。なお、既にご加入のご契約を解約して、新たなご契約のお申し込みをされる場合は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、ご注意ください。この「注意喚起情報」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通保険約款」・「特約条項」をご確認ください。また、ご不明な点については弊社または取扱代理店までお問い合わせください。

1.クーリングオフ

- ご契約者（申込者）様のご契約を申し込まれた日（インターネットによる申込の場合は申込入力日）、または契約締結前交付書面としての重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日を起算日としてその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込の撤回をすることができます。この場合、お払いただいた金額は全額お返しいたします。
- クーリングオフは、郵便（ハガキ・封書などの書面）により、前述の期間内（8日以内の消印有効）に、弊社までお申し出ください。郵便には、クーリングオフをする旨を明記し、ご契約者（申込者）様のご署名またはご捺印、ご契約者（申込者）様の住所・電話番号、ペットの名前、ご契約の申込日、取扱代理店（弊社直接扱いを除く）をご記入ください。
- クーリングオフは、取扱代理店では受付できませんのでご注意ください。

書面の郵送先	〒105-0003 東京都港区西新橋 2-35-2 ハピウル西新橋 9 階 日本ペット少額短期保険株式会社 クーリングオフ係
--------	--

2.告知義務

- ① 告知義務について
保険制度は、多くの人々が保険料を出し合って、相互に扶助する制度です。したがって、ご契約者間の公平性を保つために、お客様には、弊社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確に告知いただく義務があります。正しく告知されなかった場合には、保険金をお支払いできなかったり、ご契約が解除となることがありますので、十分ご注意のうえ告知いただきますようお願い申し上げます。また、不正な手段を使って保険制度を悪用する行為は、法律で罰せられることがあります。
- ② 告知受領権について
告知受領権は弊社が有しています。弊社の募集代理店には告知受領権がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。
- ③ お申し込み内容の確認について
告知書の内容だけでは引受けの可否の判断ができない場合、補償の対象となるペットについての健康診断書をご提出いただくことがあります。
- ④ 傷病歴があるペットでも引受け可能な場合について
弊社では、ご契約者間の公平性を保つため、補償の対象となるペットの健康状態、すなわち保険金の支払が発生するリスクに応じた引受けを行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によっては特定の傷病を除外することを条件にお引受けすることがあります。

3.通知義務

- ご契約者（申込者）様または被保険者（飼い主）様は、次のいずれかが発生した場合は、事由発生後速やかに弊社までご連絡ください。ご連絡のない場合は、支払事由が発生しても保険金をお支払いできない場合があります。
 - ① ペットが死亡した場合 ② 住所を変更した場合 ③ 契約者を変更する場合 ④ ペットを譲渡した場合 ⑤ 他社の保険契約を締結または変更する場合

4.責任開始日と待機期間

- 責任開始日と待機期間については、「契約概要 2」支払事由および保険金額」をご覧ください。

5.保険金が支払われない主な場合

- 次の①～⑨に該当する場合、弊社は保険金をお支払いしません。※「契約概要」もご確認ください。
 - 免責事由の詳細は普通保険約款、特約条項にてご確認ください。
 - ① 保険金の支払事由に該当しない場合
 - ② 責任開始日より前にペットの傷病の原因が生じている場合
 - ③ 不法取得目的によるものとして、ご契約が無効とされた場合
 - ④ 詐欺・強迫によるものとして、ご契約が取消された場合
 - ⑤ 保険金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、または生じさせようとした等、ご契約を継続することを困難とする重大な事由が発生し、ご契約が解除された場合
 - ⑥ 告知義務違反によって、ご契約が解除された場合
 - ⑦ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した後に保険金の支払事由に該当した場合
 - ⑧ 次の事由により生じた疾病・傷害の場合
 - お客様の故意、重大な過失 ●被保険者様の脳疾患、精神障害または心神喪失に起因する事故 ●動物の愛護及び管理に関する法律及びその他の法令に反する不適切な飼育により生じたペットの傷病 ●地震、噴火、または津波、戦争、外国の武力行使、革命等
 - ⑨ 次に掲げる疾病及びこれらに起因する疾病
 - バルボウィルス感染症 ●ジステンパー感染症 ●犬パラインフルエンザ感染症 ●犬伝染性肝炎 ●伝染性咽喉頭気管支炎（アデノウィルス2型感染症） ●コロナウィルス感染症 ●レプトスピラ感染症黄疸型 ●レプトスピラ感染症カニコラ型 ●フィラリア感染症 ●狂犬病 ●犬ノミ・ダニ感染症 ●猫汎白血球減少症 ●猫カリシウィルス感染症 ●猫ウィルス性鼻気管炎（FVR） ●猫白血病ウィルス感染症 ●猫免疫不全ウィルス感染症 ●猫ノミ・ダニ感染症
- （上記の疾病の発症日がその予防措置の有効期間内である場合、及び獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかったと認められる場合は、保険金をお支払いします）
- ・責任開始日より前に発症した遺伝子疾患及び先天性異常（遺伝子疾患及び先天性異常を原因とする身体障害に対する治療、ただしこの保険契約の保険期間中に獣医師により初めて発見された遺伝子疾患及び先天性異常の場合は、この保険期間に限り、弊社は保険金を支払います）

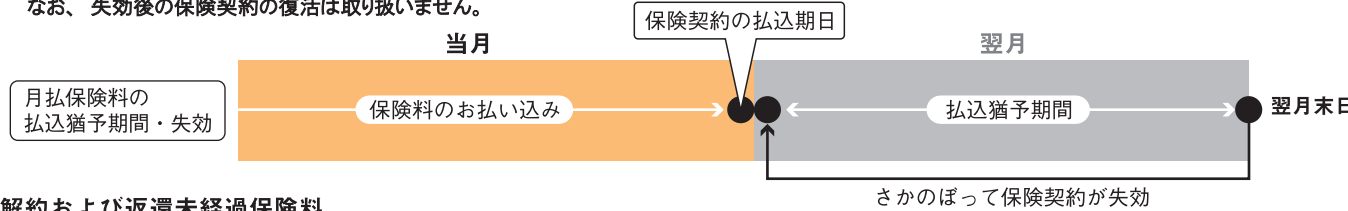
6.補償の重複

- 補償内容が同様の保険契約（ペット保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含む）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複している保険契約がある場合、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。また、実際の損害額（100%）を超えて保険金のお支払いを受け取ることはできません。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、要否をご判断いただいた上で、お申込ください。
<補償が重複する可能性のある主な補償>

	ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
1	入院保険金	他のペット保険の「入院保険金」
2	通院保険金	他のペット保険の「通院保険金」
3	手術保険金	他のペット保険の「手術保険金」
4	ペット賠償責任保険金	自動車保険、家財保険等の個人賠償責任補償特約

7.保険料の払込猶予期間、契約の失効（月払いの場合）

- 保険料は払込期日までにお払い込みください。払込期日までに保険料のお払い込みがない場合には、その払込期日後に生じた支払事由に対しては、保険金をお支払いできない場合があります。第2回目以降の月払保険料の払込猶予期間は払込期日が属する月の翌月末日までです。払込猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は払込期日の翌日から失効し、失効日以後に保険金の支払事由が発生しても保険金はお支払いしません。
なお、失効後の保険契約の復活は取り扱いません。



8.解約および返還末経過保険料

- ご契約後、保険契約を解約される場合には、弊社にお申し出ください。解約時に返還する末経過保険料は「契約概要 7」配当金および返還末経過保険料に関する事項」に記載のとおり、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額になります。
- 保険料の払込方法が月払い(クレジットカード払い)の場合、ご利用のクレジットカード会社のスケジュールによっては、解約された月の翌月以降も引き落としが発生することがございます。

9.保険会社が経営破たんした場合の取扱

- 弊社は少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構による資金援助等の適用はありません。また、この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。

10.更新時の取扱について

- 収支を検証した結果、更新時の保険契約について弊社の定めるところにより保険料その他契約内容の見直しをすることがあります。また、更新契約の引受けが困難になった場合には保険契約の更新をお引受けできないことがあります。

11.保険期間中の保険料の増額または保険金の削減

保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、想定外の事象発生により、弊社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が生じたときは、保険金を削減して支払うことがあります。

12.少額短期保険業者について

- 弊社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受けることのできる保険契約については、次のような制限があります。
 - ① 損害保険分野については、保険期間2年以内、保険金額1,000万円以下です。このペット保険の保険期間は1年間です。
 - ② 同一の被保険者について引受けられるすべての保険の保険金合計額は1,000万円以内（ただし、賠償責任特約は別途1,000万円）です。このペット保険では、異なるペットに加入した保険契約が複数ある場合で、被保険者の範囲が同一であるときについて、同一の原因により、弊社が支払う保険金の限度額は、1,000万円となります。
 - ③ 同一の契約者について引受けする全ての保険の総保険金額は10億円以内です。

13.個人情報のお取扱いについて

- お客様の個人情報について、弊社は「個人情報の取扱いについて」（保険契約申込書兼告知書裏面または、弊社ホームページに掲載 <https://www.nihonpet.co.jp/company/privacy/>）のとおりに取り扱いますので、必ずお読みください。

14.支払時情報交換制度について

- 弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。
※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

【弊社お客様相談室のご案内】

弊社の商品・サービス等に関するご意見・苦情等のお申し出に際しましては、弊社の本社（03-6550-9866）のほか、下記のフリーダイヤルもご利用いただけます。

日本ペット
少額短期保険株式会社

お客様相談室

ご意見・苦情等の受付電話番号

 0120-12-3839

お申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

HP： <https://www.nihonpet.co.jp>

受付時間：10:00～17:00
（土日・祝日・年末年始除く）

【少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）のご案内】

お客様の必要に応じ、弊社加入協会の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくこともできますので、あわせてお知らせ申し上げます。

<弊社加入協会>
一般社団法人
日本少額短期保険協会

「少額短期ほけん相談室」

 0120-82-1144

FAX:03-3297-0755 HP： <http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html>

受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00
受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）